

木曾寮宿直規程

〔平成 11 年 4 月 1 日
規程第 5 号〕

改正 平成 15 年 3 月 5 日 規程第 3 号

改正 平成 16 年 12 月 1 日 規程第 4 号

(目的)

第 1 条 この規程は、木曾寮における日直及び宿直について必要な事項を定めることを目的とする。

(勤務時間)

第 2 条 宿直の勤務時間は、17 時 15 分から翌日 8 時 30 分までとする。

2 勤務時間中、19 時 00 分、21 時 00 分、23 時 00 分、5 時 00 分及び 7 時 00 分に施設内を巡回するものとし、施設内の機器類に異常が発生した場合は時間に関係なく復旧に関する手続き業務を行なうものとする。

(宿直者)

第 3 条 宿直に服する者(以下「宿直者」という。)は、1 名とする。

(宿直の割当)

第 4 条 宿直の割当は、庶務係長が行う。

2 次の各号に掲げる者に対しては、宿直させる事ができない。

(1) 長期欠勤者(欠勤日数が 7 日以上の者をいう。)

(2) 18 歳未満の職員

(3) 身体の故障により宿直を行うことが不相当と認められる者

(4) 新たに採用された者で、その採用の日から 1 ヶ月を経過しないもの

(5) その他特別な事情により管理者が不相当と認めた者

3 庶務係長は、月末までに翌月の宿直者を定め、あらかじめ本人に通知しなければならない。

(宿直者の事故の場合の措置)

第 5 条 宿直の通知を受けた後、公務、疾病、忌引その他止むを得ない理由により宿直に服することができないときは、庶務係長に届け出なければならない。

2 庶務係長は、前項の届出について相当の理由があると認めるときは、宿直者を振替えなければならない。

(宿直者の交替)

第 6 条 宿直の通知を受けた職員が他の職員と宿直を交替しようとするときは、あらかじめ庶務係長の承認を得なければならない。

(宿直者の職務)

第 7 条 宿直者は、勤務時間において次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 庁舎及び構内の取締り

(2) 到着文書及び物品の処理並びに文書及び物品の発送

(3) 救急介護に関する必要な事項

(4) その他必要な事項

(宿直者の事務引継ぎ)

第8条 宿直者は、勤務時間までに庶務係において宿直に必要な物品の引継ぎを受けなければならない。

2 宿直者が勤務を終ったときには、庶務係に前項の規定による引継ぎを受けた必要な物品、並びに勤務中に収受した文書及び物品その他必要な事項を引継がなければならない。

(到着文書及び物品の取扱い)

第9条 宿直勤務中に受領した文書及び物品は、つぎの各号により処理しなければならない。

(1) 業務に関する文書の親展、書留、電報及び秘密文書は開封せず、電報は直ちに名宛人に送付し、その他の文書は明朝係員に引き継ぐこと。

(2) 業務に関する文書のうち速達、至急文書は直ちにこれを開封し、必要ある場合は係員に連絡し、適切な処理を講じ、明朝係員に引き継ぐこと。

(3) 電話又は口頭による通知又は照会があったときは、特に必要と認めるものは、文書に記載して引き継ぐこと。

(4) 入所者宛の文書類は直ちに名宛人に送付し、書留及び小包については受領簿に記載し、名宛人の受領印を徴さなければならない。

(発送文書及び物品の取扱い)

第10条 文書又は物品の発送の申し出があるときは、数量を確認し、発送するものとする。

(公印の使用)

第11条 公印使用の申し出があるときは、決裁済の伺書と照合し、相違ないことを確認したうえ、公印使用簿に記載させて使用させるものとする。

2 決裁済の伺書のないものについては、特に定められているもののほか、使用させてはならない。

(その他の事務処理)

第12条 宿直者は、第7条から前条までに規定するもの以外の事務を処理できるものの、当該事務の担当職員に連絡しなければならない。

(庁内の取締り)

第13条 宿直者は、庁内外を巡視し、火気、戸締等を点検するとともに、四囲を警戒しなければならない。

(非常の場合の処理)

第 14 条 宿直者は、火災その他の非常事態が発生したときは、臨機の処置をとるとともに、あらかじめ定められた者に急報しなければならない。

(宿直日誌)

第 15 条 宿直者は、その勤務が終了したときには、業務日誌の該当欄につぎに掲げる事項を記載し、氏名を記載しなければならない。

- (1) 庁内の取締状況
- (2) 勤務中の取扱事項で報告を要する事項
- (3) つぎの宿直者への申し送り事項
- (4) その他必要な事項

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 15 年 3 月 5 日規程第 3 号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 16 年 12 月 1 日規程第 4 号)

この規程は、公布の日から施行する。